

資料 1－2

食育をめぐる最近の動向について

（農林水産省提出資料）

＜対策のポイント＞

食育推進全国大会等を行い、食育の全国展開を図ります。また、国民のニーズや特性を分析し、食育推進方策の検討を行います。

＜政策目標＞

食育に関心を持っている国民の割合90%以上〔令和2年度まで〕

＜事業の内容＞

＜背景＞

- 近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要。
- 農林水産省が関係府省と連携しながら、第3次食育推進基本計画に基づき食育を全国展開。
- 「第3次食育推進基本計画フォローアップ中間取りまとめ」（平成31年4月 食育推進評価専門委員会）において、①関心が低い人にも訴求できるような情報の発信方法、②SDGsと連携した食育の取組、③企業における食育の推進等が、今後の重点的事項。

＜事業内容＞

食育推進全国大会や食育活動表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。また、第3次食育推進基本計画に基づき、国民のニーズや特性を調査・分析し、より実践的な食育推進方策を検討します。〔拡充〕

＜事業の流れ＞

委託

国



民間団体等

＜事業イメージ＞

食育推進
全国大会

- ・国民の食育に対する理解を深めるため、地方公共団体との共催により開催



食育活動表彰

- ・教育、農林漁業等の活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰



食育に関する
調査・分析、
事例収集

- ・目標達成状況の把握
- ・事例を収集し食育白書の特集に記載するとともに、食育ボランティアや事業活動を通じて食育を実践している方々へ情報提供
- ・食育に関心が低い若い世代にも訴求できるよう、SDGsも踏まえた、多様な主体が連携した情報発信プラットフォームを構築。

<対策のポイント>

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、農林漁業体験機会の提供等当省関係の目標達成に向けて、**地域関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進**します。

<政策目標>

第3次食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

<事業イメージ>

○ 食育を推進するリーダーの育成

地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダーの育成やその活動促進を支援します。

○ 農林漁業体験機会の提供

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。

○ 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチングにより共食の場の提供を支援します。

○ 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

○ 和食給食の普及

和食給食の普及に向けた献立の開発や子供や学校関係者を対象とした食育授業の開催を支援します。

○ 食品ロスの削減

食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付やセミナーの実施を支援します。

目標（第3次食育推進基本計画に掲げられたもののうち農林漁業体験機会の提供等当省関連）

- ・食育を推進するボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



地域における共食の場の提供

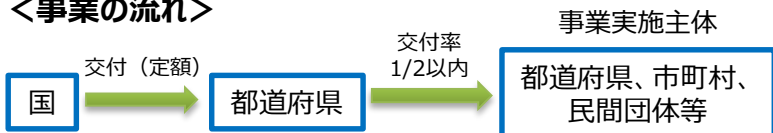


地域食文化の継承



- ・食生活の改善や食文化等に対する意識の向上、
- ・地場産食材の活用割合の増加等

<事業の流れ>



第3次食育推進基本計画の目標達成(令和2年度)を目指す

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課（03-3502-5723）

国産農産物消費拡大事業のうち 日本の食消費拡大国民運動推進事業

【令和2年度予算概算決定額 128（182）百万円】

＜対策のポイント＞

日本の食の魅力及び生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組や、食品事業者等が国産農林水産物の利用を積極的に進める取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を行うとともに、地産地消を推進するコーディネーターの育成・派遣等を支援します。

＜政策目標＞

フード・アクション・ニッポン アワード受賞・入賞後に売上げが増加した製品の割合（令和2年度までに80%）

＜事業の内容＞

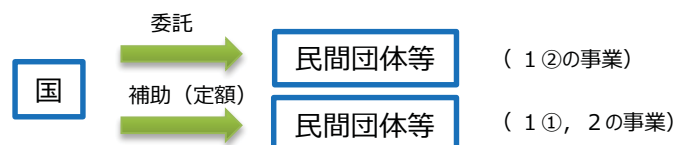
1. 食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業 119(172) 百万円

- ① 体験等を通じて日本の食の魅力及び生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組を推進します。
- ② 国産農林水産物の消費拡大につながる商品や地産地消の取組を表彰し、生産者の想いととも地域産品を消費者に発信する取組を支援します。

2. 地域の食の絆強化推進運動事業 9(9) 百万円

- 学校給食等への地場産食材の供給の取組をはじめとした地産地消の優良事例を普及するコーディネーターの育成・派遣等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業



ジャパンハーヴェストによる国産農林水産物の魅力発信



フード・アクション・ニッポン アワードで地域の優れた産品を表彰



著名人をFANバサダーに任命し、消費者に国産農産物の魅力を発信

地域の食の絆強化推進運動事業



コーディネーターによる生産現場と学校給食の課題・ニーズの調整



コーディネーターによる給食現場への指導



地産地消コーディネーター育成研修会の現地視察

【お問い合わせ先】 食料産業局食文化・市場開拓課 （03-6744-2352）

学校給食での地場産農林水産物の活用について

- 学校給食法の改正（平成21年4月施行）により、学校給食において地場産農産物の活用に努めることや食育の推進などが規定。
- また、第3次食育推進基本計画において、地場産物等の利用割合が設定（下表）。
- 地場産物の利用に当たっては、食材費の上昇分を給食費に転嫁しにくい面があったり、一定の規格等を満たした量を不足なく納入することが求められているなど課題も多い。
- このため、地域ぐるみで、学校と生産現場の双方のニーズや課題を調整しながら取り組むことが不可欠であり、農林水産省では、地産地消コーディネーターの派遣や育成等の事業を実施。

■ 学校給食における地場産物・国産食材の利用状況

	24年度	29年度	30年度	32年度(目標)※
地場産物	25.1%	26.4%	26.0%	30.0%以上
国産食材	76.8%	76.7%	76.0%	80.0%以上

資料：文部科学省「学校給食における地場産物の活用状況調査」「学校給食栄養報告」
※食育基本法に基づく第3次食育推進基本計画（平成28年3月策定）における目標値

■ 地産地消コーディネーター※

学校等施設給食における地場産物利用の拡大のため、**学校等の給食の現場と生産現場の双方のニーズや課題を調整して取り組むための「つなぎ役」**。 ※栄養教諭、生産者組織代表、JA、コンサルタント、企業、行政など

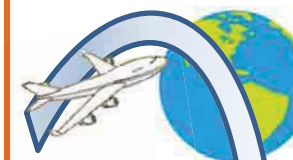


- 地産地消コーディネーターの派遣実績【地域の食絆強化推進運動事業】
平成28年度：6地区 平成29年度：8地区 平成30年度：7地区

■ 事例：静岡県袋井市

- (1) 市の課題は、
 - ・給食センターは、地場産物の種類や生産量、価格を把握していない
 - ・生産者は、給食で使う地場産物の規格・数量を把握していない
- (2) この状況に対し、コーディネーターを派遣して、実験的に地域農産物を1週間学校給食に提供する取組を実施。当該取組を通じて、お互いの理解が進んだことで、様々な不安を払拭。
- (3) 派遣の効果
 - ① 地場産物使用金額
350万円（平成24年度）→2,364万円（29年度）、**6.8倍に拡大！**
これにより**農家の所得向上にも貢献。**
 - ② 地場産物使用割合（主要10品目重量ベース）
13.8%（平成24年度）→31.8%（29年度）、**2.3倍に拡大！**
 - ③ 地場産農産物（主食以外）を使用した日数
14日使用（平成17年度、年間給食日数190日）
→186日（29年度、年間給食日数195日）、**地場産野菜を通年使用！**

「和食」の保護・継承に向けた取組の全体像



輸出促進

日本産食材
サポーター店

料理講習会で海外
料理人に食文化普及

インバウンド喚起

地域の食文化の 保護・継承

- 地域固有の多様な食文化を地域で保護・継承していくための体制を構築し、地域ぐるみで郷土料理等の調査、データベースの作成及び普及等を実施
- 郷土料理教室や郷土料理レシピ集作成等地域の食文化の継承のための活動を支援



- ・「和食」と地域食文化継承推進事業
- ・食料産業・6次産業化交付金

和食文化の継承を行う 人材育成

- 和食文化の普及活動を行う中核的な人材を各都道府県に育成
当該人材が保育所や小学校等において和食文化を継承するとともに、栄養士・保育士等を対象とした各種研修会の場で和食文化の普及活動を実施



- ・「和食」と地域食文化継承推進事業

次世代を担う子供たちへの 普及

- 次世代を担う子供たちへの、行事食や和食文化の普及のため、和食王を目指す「全国子ども和食王選手権」を開催（全国大会は令和元年11月24日に東京タワーで開催）
- 和食給食の普及等食文化の継承のための活動を支援
- 学校給食等での地産地消の推進のため、コーディネーターの派遣支援や優良事例表彰を実施



- ・「和食」と地域食文化継承推進事業
- ・食料産業・6次産業化交付金

令和元年度
予算事業

官民協働の
取組

Let's!和ごはん プロジェクト <農林水産省官民協働プロジェクト>

食にかかわる産業界と行政等が一体となって子供たち・忙しい子育て世代に、内食・中食・外食等で、身近・手軽に、健康的な「和ごはん」を食べる機会を増やしてもらうための官民協働の取組。プロジェクトメンバーは166企業等（令和2年2月末時点）。

国産農産物消費拡大事業のうち 「和食」と地域食文化継承推進委託事業

【令和2年度予算概算決定額 72（72）百万円】



<対策のポイント>

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を保護し、次世代に継承していくため、地域固有の多様な食文化の保護・継承を推進するとともに、子供たちや子育て世代に対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材を育成します。

<政策目標>

第3次食育推進基本計画における目標である「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている割合」の増加
（41.6%【平成27年度】→ 50%以上【令和2年度まで】）

<事業の内容>

1. 地域の食文化の保護・継承事業

- 地域固有の多様な食文化を地域で保護・継承していくため、地方公共団体、大学等研究機関、民間団体、教育関係者、民間企業等を構成員とした体制を各都道府県に構築し、各地域が選定する郷土料理の歴史や由来、関連行事、使用食材及び料理方法等の調査及びデータベースの作成・普及等を行います。

2. 和食文化継承の人材育成等事業

- 子供たちや子育て世代に対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材を育成し、各都道府県ごとに配置するため、栄養士・保育士等を対象とした研修会等を実施するとともに、子供たちへの和食文化の普及のための取組を活用した実践的な研修を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】食料産業局食文化・市場開拓課（03-3502-5516）

予算を伴わない官民協働の取組(Let's！和ごはんプロジェクト)

- 「Let's！和ごはんプロジェクト」は、食の嗜好は乳幼児期の食体験に影響されるため、味覚が形成される子供のうちに和食の味や食べ方の体験の機会の増加を促し、和食文化の保護・継承につなげていくため、和食文化のユネスコ無形文化遺産登録5周年となる2018年度に立ち上げたプロジェクト。
- 和食にかかわる事業者と行政が一体となって、子供たちや、和食について「手間がかかり面倒」とのイメージを有する忙しい子育て世代に、身近・手軽に健康的な「和ごはん」を食べる機会を増やしてもらう取組を実施。
- 令和元年度は、**11月を「和ごはん月間」と位置づけ**、11月24日の「和食の日」と連携し、**集中的に活動。**

※ 和ごはん・・・日本の家庭で食べられてきた食事であって、（１）ごはん、汁物、おかず等若しくはその組み合わせで構成されているもの、又は、（２）だし並びに醤油及び味噌をはじめとする日本で古くから使われてきた調味料等が利用されているもの

<各企業等の取組例>

- ・和ごはんの調理が簡単にできる商品やレシピ、和ごはん調理家電の開発・販売。
- ・和ごはん総菜や弁当の開発・販売。
- ・レストランで子供向けやご当地食材のメニューの展開、社員食堂等での和ごはんフェアの実施。
- ・時短につながる和ごはん調理方法を動画等により分かりやすくWEB展開。
- ・年中行事(お正月や五節句等)や人生儀礼(お食い初め等)などと絡めた関連商品やメニューの開発・販売



<国の取組>

- ・プロジェクトの目的達成のための活動を行う企業等をプロジェクトメンバーとして登録・公表。
- ・プロジェクトメンバーが自由に商品や販促物等に使用可能なロゴマークの提供。
- ・マスコミ、SNS等を含め多様なメディアへプロジェクト・各企業等の取組の情報発信。
- ・関連イベントの開催。

プロジェクトメンバー数：166（令和2年2月末時点）

食品製造業者、流通業者、中食・外食業者のみならず、レシピや調理家電製造業者等